

県南広域振興局長告示第94号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和3年7月30日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 第1工区 北上市町分18地割5番4の一部、5番5の一部、5番6の一部、6番1、6番3、7番1、8番1、8番2、8番3、9番3、10番、11番、12番、13番1、13番2、14番、15番1、15番2、15番3、15番4、15番5、32番3の一部、33番、34番、35番、36番、47番1、48番1、48番3、49番1、49番2、50番、51番、85番2の一部、86番3の一部、86番4の一部、87番の一部、88番4、89番4及び89番5並びにこれらの区域に介在する認定外道路及び水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 北上市大曲町2番24号 株式会社中央開発